

大阪市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

			指定番号：
フリガナ		生年 月日	昭和・平成・令和
①受講者 氏名			年 月 日生
②住 所	(〒 -)		
③教育訓練 施設の名称			
④教育訓練 講座の名称			
⑤教育訓練の 予定期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
⑥所要費用 (予定)	入学料	円	
	受講料	円	合計額 円
⑦支給方法	(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。		

さきにあなたから提出のありました大阪市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査した結果、上記のとおり指定することとしたので通知します。

年 月 日

様

大 阪 市 長 印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。）です。
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要経費については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合はその旨を報告してください。
- この通知書は大阪市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の受講対象講座の指定通知書であり、大阪市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を決定するものではありません。支給を受けるためには、受講修了日に、あらためて「大阪市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書」及びこの通知書を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。